

預金口座の売買は 犯罪です！



口座を、売ったり貸したりすることは犯罪です！

口座（通帳・キャッシュカード・インターネットバンキング口座）を売る側・買う側・譲渡する側・譲り受ける側・貸す側・借りる側、いずれも犯罪行為です。アルバイト感覚で行うと、自分の知らないうちに自分名義の口座が詐欺被害の入金口座などに悪用され、結果、身に覚えのない犯罪の当事者となる恐れがあります。



インターネットネットバンキングを悪用した詐欺に注意！



CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION CAUTION

- 警察や検察が、インターネットバンキングの開設や送金を依頼することはない
- IDやパスワードを聞かれても絶対に教えない

① 警察官や検察官を名乗る者から被害者に「口座が凍結される可能性がある」となどと電話がある。

② インターネットバンキングの口座を新たに作らせ、そこに預貯金をまとめさせる。

③ 口座番号や暗証番号を聞き出し、インターネットバンキングを利用して被害者の口座のお金を引き出す。

被害が高額になりやすい